**第6条　障害のある女性の指標例\*　（JD仮訳）**

障害のある女性によるすべての人権と基本的自由の完全かつ平等な行使と享受

**特質**

・　非差別・平等

・　女性の完全な発達・地位向上・エンパワーメント

**構造指標**

**6.1**　性と障害に基づく平等と非差別を促進し、実施し、監視するための法的枠組みが整備されていること**[[1]](#endnote-1)**（SDGs指標5.1.1に基づく。）（CRPD第5条も参照）

**6.2**　障害のある女性を含め、土地の所有及び／又は管理に関する女性の平等な権利を保証する法的枠組みの採用（SDG指標5.a.2に基づく）。

**6.3** 国家の男女平等計画、政策、法律は、障害のある女性と少女**[[2]](#endnote-2)**を完全に包括しており、障害のあるすべての女性と少女の代表組織の発展の支援や、ツイントラックアプローチ**[[3]](#endnote-3)**の採用を通じた支援を含め、障害のあるすべての女性と少女の地位向上とエンパワーメントのための具体的な施策を擁していること。

**6.4** ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための公的配分を追跡し、実施するシステム**[[4]](#endnote-4)**の採用（SDGs指標5.c.1に基づく）。および予算配分の対象人口別の集計**[[5]](#endnote-5)**。

**プロセス指標**

**6.5** 女性および／または障害のある人を対象とした法律、国家行動計画および戦略**[[6]](#endnote-6)**のうち、障害のある女性と少女に明確に言及している割合

**6.6**各分野の全体で、障害のある女性と少女に割り当てられ、および費やされた公的資金の割合**[[7]](#endnote-7)**

**6.7** すべての女性およびすべての障害のある人の中で、リーダーシップおよび人権研修に参加した障害のある女性と少女の割合

**6.8** 政府が資金提供した、障害のある女性と少女の権利に関する研修および意識向上活動、および参加者数**[[8]](#endnote-8)**。 参加者数は年齢、障害、地理的位置別に集計。

**6.9** 障害のある女性と少女の代表組織の数。地理的位置別に集計。

**6.10** 分野全体で、政府の資金提供を受けた事業およびサービスの実施に関与したスタッフの中で、障害理解とインクルージョン、男女平等、重複・交差する形態の差別との闘いに関する研修を受けたスタッフの数と割合**[[9]](#endnote-9)**。

**6.11** 男女平等に関する意識啓発キャンペーンや活動が、障害のある女性や少女を含めており、重複的・交差的な差別の形態、障害のある女性や少女に関する固定観念、偏見、および有害な慣行と闘うものとなっていること。

**6.12** 障害のある女性と少女の権利に直接または間接的に影響を与える可能性のある問題に関する法律、規則、政策および事業の設計、実施および監視に、障害のある女性と少女の代表組織を通じての関与を含む積極的な関与を確保するために実施された協議プロセス**[[10]](#endnote-10)**。

**6.13** 障害のある女性および少女による、あるいは障害のある女性および少女が関与する差別の訴えで受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、苦情の申立人に有利と裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または責任を負う者がその裁定を遵守したものの割合。それぞれ苦情解決制度別に集計。

**成果指標**

**6.14** 国会および地方自治体における女性の議席の割合（SDG指標5.5.1）。障害別に集計。

**6.15** 公共部門の意思決定の地位にある人**[[11]](#endnote-11)**の割合。性別、年齢、障害など別に集計。

**6.16** 管理職のうちの女性割合（SDG指標5.5.2）。年齢、障害別に集計。

**6.17** 障害者団体や女性の権利団体などを含めた市民社会の中で、指導的地位にある人のうち障害のある女性の割合。性別と障害別などで集計。

**6.18** 過去12ヶ月間に身体的、心理的、または性的暴力を受けた人の割合（SDG指標16.1.3）。 性別、年齢、障害別に集計。

**6.19** 性的関係、避妊具の使用、および生殖医療ケアに関して、情報を得た上で自ら意思決定を行う女性および少女の割合（SDG指標5.6.1に基づく）。年齢および障害、地理的位置別に集計。（23.19に同じ）。

**6.20**土地に対する権利が確保されている成人（法的に認められた文書があり、かつ土地に対する権利が確保されていると認識している）の割合。性別および所有権の種類別（SDG指標1.4.2）および障害別に集計。

**6.21** 農地の所有権または農地に対する確実な権利を有する総農業人口の割合。性別（SDG指標5.a.1(a)）および障害別に集計。農地の所有者または権利保持者に占める女性の割合。所有権の種類別（SDG指標5.a.1(b)）および障害別に集計。

**付属資料**

**＊**CRPD委員会の障害のある女性に関する[一般的意見第3号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/3&Lang=en)参照。

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. この法は、次の点を明記すべきである。

- ジェンダーに基づく暴力を含む障害とジェンダーに基づく差別を禁止し（CEDAW/C/GC/35、14項参照）、重複及び交差する形態の差別を認識する

- 合理的配慮の否定を障害に基づく差別とみなす

- 違反の程度に応じた有効な制裁と救済を規定する [↑](#endnote-ref-1)
2. 農村部に住む人々、高齢の女性、先住民族や少数派グループに属する人々を含む。 [↑](#endnote-ref-2)
3. ツイントラック・アプローチは、インクルーシブな一般プログラムと、障害のある女性と少女のための的を絞った介入を組み合わせたものである。女性、子ども、障害のある人に関する一般のすべての国家行動計画／戦略／政策の中で、また、部門別計画の中で、障害のある女性と少女の権利に関する明確な行動と言及があるべきである。また、特別に障害のある女性と少女に的を絞り、監視を伴ったプログラムと取り組みがあるべきである。 [↑](#endnote-ref-3)
4. ジェンダーと障害のマーカーを採用し、すべての分野に配分・発生した予算を追跡する。 [↑](#endnote-ref-4)
5. また、年齢や障害の有無などでも集計。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 例えば、国の男女平等法と政策、障害に関する国の行動計画、障害のある人の性と生殖の権利に関するプログラムなど。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 女性と少女、障害のある人、子ども、健康、雇用、教育、司法、社会的保護、暴力防止、参加などを対象とした政策や取り組みに関連するものを含む。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 訓練と意識向上活動は、障害のある先住民族の女性など、隠れがちなグループの障害のある女性を対象とし、これを含めるべきである。CRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)、60項参照。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 研修には以下が含まれるべきである。

- 障害への人権に基づくアプローチ

- 合理的配慮を提供する義務

- アクセス可能なおよび代替的なコミュニケーションの形態

- 障害と年齢に応じた支援の提供

- 研修の設計、実施、監視に障害のある女性や少女を参加させること [↑](#endnote-ref-9)
10. この指標では、CRPD第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために公的機関が行った具体的な活動（協議会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法や政策の素案への意見募集などの参加方法と仕組み）を検証することが求められている。この点において、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスが透明でアクセスしやすいものにする

- 適切でアクセス可能な情報の提供を確保する

- 情報を保留したり、障害者団体が自由に意見を表明することに対して条件づけたり、妨げたりしない

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める

- 早期かつ継続的な参加を確保する

- 参加者の関連費用を負担する [↑](#endnote-ref-10)
11. 例えば、これには、政府省庁の管理職、国会議員、村や地方議会の議員などが含まれる。 [↑](#endnote-ref-11)